

再開 15 : 15

委員会を再開いたします。

次に、「議案第96号 平成20年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 人権同和推進課長

「議案第96号 平成20年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)」について、ご説明します。予算書の159ページをお願いいたします。第1条において歳入歳出をそれぞれ1,763万1千円増額し、総額をそれぞれ1億1,978万6千円と定めるものがあります。その主な内容についてご説明いたします。162ページをお願いいたします。歳入予算、2款「県支出金」、住宅新築資金等補助金の減額29万6千円につきましては、補助対象金額の精査によるものであります。続いて5款「繰越金」につきましては、1,689万2千円を計上いたしております。163ページをお願いいたします。歳出の、1款「総務費」の25節「積立金」につきましては、歳入歳出の財源調整と、基金の運用に伴う積立金を780万4千円増額いたしております。続いて2款「公債費」では、当初予算編成後に個人から繰上償還のありました6件について、繰上償還を行うため、880万1千円を増額いたしております。以上、簡単ではございますが説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 川上委員

何点かお伺いします。今年の当初予算の段階では、滞納が元利合わせて約3億6千万円という説明があり、今年度は5%、約1,800万円を解決するというような答弁があったんですね。それで、直近の数字でこれまでの間、どういう状況になっておるのかお尋ねします。

○ 人権同和推進課長

旧1市4町の合計で申しますと、貸付件数でございますが、総件数につきましては2,122件でございます。貸付総額57億204万7千円でございます。平成19年度末の償還件数は383件、そのうち現年過年を合わせた242件が滞納となっております。滞納額は、3億7,836万6,242円でございます。平成18年度と比較しますと、滞納者は14件の減、滞納額につきましては128万2,623円の増加となります。また、平成20年度末の見込みといたしましては、滞納件数は223件、滞納額につきましては3億7,849万5,704円となる見込みでございます。平成19年度決算と比較いたしますと、滞納者数は19件の減、滞納額につきましては12万9,462円の増加となる見込みでございます。

○ 川上委員

滞納件数は、今年度減少に向かうのに、滞納総額は若干ですけどプラスになるんですね。このへんは、わかり易く言うとどういう事情になりましょうか。

○ 人権同和推進課長

滞納者に対しましては、原則として古い過年度分から返済してもらうように指導しておりますが、一部の滞納者は経済状況等により毎月約束した返済額を守れず、減額して返済していません。例えでございますが、毎月5万円の返済額に対して、3万円分を分納した場合、差の2万円が滞納として残るという状況から、そのため過年度の滞納額は徐々に増加しております。現年度の調定額は、新年度にはそのまま過年度の滞納額として移行していくこととなります。その額が過年度の返済額を上回ることから、新年度には、結果的には滞納額が増えていくという仕組みになっております。

○ 川上委員

この間、滞納状況理由別内訳を聞いておったんですが、19年度末の分も3月に聞いているんですね。その後、数字も変わっておりますけど、変化があればそれを聞かせてください。

○ 人権同和推進課長

今の主な滞納の要因でございますが、まず内容等でご説明いたしますと、定期的に納入している納入者等につきましては、平成19年度につきましては人数で125人、件数で179件でございます。平成20年度につきましては、人数につきましては、116人で若干少なくなっております。また、件数につきましても、164件となっております。一方、1年以上納入していない滞納者、死亡とか行方不明、破産等がございますが、そういう1年以上納入していない者につきましては、平成19年度人数につきましては47人、件数で63件、平成20年度人数につきましては43人、件数で59件、以上のような状況になっております。

○ 川上委員

3月にお尋ねしたときは、当初予算の段階では、247件について、理由が自営業の営業不振が9件とか、本人死亡が41件とか、病気が11件とか、本人の意思の欠如が52件とかね、そういう仕分けで答弁があったんですね。それに照合するような数字がありますか。

○ 人権同和推進課長

先ほどご報告いたしましたのは、定期的いきちっと納付されている方、されていない方という形について、ご説明しました。ご質問であります1年以上納付されていない方の内訳という形で、それぞれケースごとにご説明いたします。平成20年度の見込みで、報告させていただきます。死亡が16人、行方不明が7人、破産が4人、生活保護に現在なっておられる方が5人、収入減少による生活困窮者といわれる方が4人、本人の病気、入院中加療中という方が1人、意思の欠如というのが6人おられます。合計で43という形になっております。

○ 川上委員

本人死亡の場合は、なかなかいろいろ経過も分かりにくくて難しいと思うんですけど、家族との接触とか、要するに亡くなれば相続があつてるでしょうから、借金も相続するわけですね。だから、本人死亡というのは、理由にはあたらないんじゃないかと思うんですよ。16の内訳が分かりますか。

○ 人権同和推進課長

本人死亡の16人に対する個別のケースの資料を今は持ち合わせておりませんが、委員ご指摘の本人死亡の場合によりましては相続人または保証人等ございますので、その方々に接触してお支払いいただくような支払い計画等を立てていただくように、折衝いたしております。

○ 川上委員

実は驚いたんですが、3月の段階で本人の意思欠如が52件だったのが、今お話を聞くと6件になってますね。だから、46人の方と会って、説得して解消していったのかと思ったんですけど、このへんはそのとおりですか。

○ 人権同和推進課長

3月の時点で今委員が言われました数字につきましては、中身をきっちり分類せずに、精査してなかった部分だろうと思います。今現在におきまして、きちっと意思欠如等の整理した中では、6人ということになっております。平成19年度に遡りましても、きちっと分類したなかでは、意思の欠如と思えるものは5人というふうになっております。

○ 川上委員

それで、今後特に力を入れていこうというふうに考えておられるのは、どういった点でしょうか。

○ 人権同和推進課長

滞納者に対しましての取組みでございますが、景気動向が大変厳しい中で、その中でも不定期雇用の方が多くて、厳しい中できちっとお支払いしていただける方には、出来るだけ分納というかたちで努力いたしておりますが、まだ収入等が十分にあるのに、お支払いいただけないという悪質と言える方々に対しては、法的措置も辞さない形で事務作業を進めております。

○ 川上委員

解放同盟は、行政の仕事を補完するというを名目にして、人件費を中心に多額の補助金をもらってるんですね。この間、解放同盟の協力を得たらどうかというふうに言ったんだけど、あなた方はあまり乗り気でないんですね。そうこうしている間に、これ決算資料見ますとね、庄内では滞納が平成17年、18年、19年と増えてますね。この解放同盟とよく相談されて、がんばってもらったらどうかと思うんだけど、どうですか。

○ 人権同和推進課長

まず、庄内の件をご指摘受けましたが、庄内につきましては、個別のケースとして事業的に失敗されたという形で、今まできちっとお支払い頂いていた部分が、払えなくなったという個人的な事情がございます。また、運動体の徴収協力についてでございますが、滞納者情報、氏名、住所、滞納額等を運動団体に教えるということにつきましては、個人情報保護の観点から、行政以外の個人・団体には徴収協力を依頼するところは、現段階では考えておりません。

○ 川上委員

違うんですよ。解放同盟が、あるいはその幹部が斡旋紹介したり、保証したりしてるのがあるでしょう、解放同盟として。だから解放同盟で分かるわけです、自分達で。だから自分達の持つてる名簿でその方々がきちんと返したかどうか相談すればいいでしょう。調べていけばいいじゃないですか、自分達が、あなた方が解放同盟に個人情報をやる必要はないわけですよ。解放同盟が持つてる情報で、勝負が出来るわけです。どうですか。

○ 人権同和推進課長

ご指摘を受けてますけど、あくまでも運動団体の情報ということであっても、結果的には滞納者のつき合わせを行わなければなりませんので、結果的にはやはり個人情報を漏らすという形になりますので、現段階では徴収の協力ということは考えておりませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○ 川上委員

そんなことはないですよ。解放同盟が自分で斡旋、紹介、保証までした部分については、全部処理してくれと言えばいいじゃないですか。お宅の場合は何件何人と、数字出させて、そして0になるまでがんばれと、私が今あなた方に聞いているような数字を聞けばいいじゃないですか、各旧自治体ごとに。そしてがんばってもらうというのはどうですか。個人情報は全然関係ないでしょう。

○ 人権同和推進課長

先ほども、答弁の中で申し上げましたけど、滞納者のケースにつきましては、経済上の事情とか、その貸付者個々にそれぞれの事情をお持ちの中で、運動体と関わりの有る無しに関わらず、それが通り一遍のかたちで徴収が出来るという問題じゃありませんので、あくまでも個別のケースをそれぞれ借受者と行政とで協議しながら、滞納額の削減に努力していきたいというふうに思っております。

○ 川上委員

そう言わないで、よく解放同盟と相談したらどうですか。何か解放同盟に相談しにくい事情は、個人情報の問題は今言ったとおりですからね、クリアしたでしょう。それ以外に、何か解放同盟に相談出来ない理由がありますか。

○ 人権同和推進課長

ご質問と答弁が噛み合っていないと思いますけど、私の方では、個人情報の問題が決してクリアしたと考えておりません。あくまでも、個別のケースは個人情報でありますので、行政が責任をもって一生懸命がんばっていきたくて思っております。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 15:32

再開 15:32

委員会を再開いたします。

○ 川上委員

もう、いよいよ、解放同盟の補助金は全額削除しないといけないですね。補完してもらってること、何もないでしょう。行政の補完行為、今まではあなた方と一緒に特別調査会とか作ってね、憲法違反、人権蹂躪の身分調べをやったわけでしょう。それも解散したでしょう。だから、解放同盟に応援してもらってることは何もないでしょう。就労事業をやっているわけではないんだから、解放同盟に対してね。だから、人件費を中心とした補助金ですよ。全部止めてくださいよ。そして、補助金が続いている間は、解放同盟の幹部は、準公務員みたいな仕事という位置付けでしょう。あなた方は、それだったら、活動日誌をあなた方は把握する必要がありますよ。何時に出勤して、何時に退勤してるのかね。それは、常勤役員もそうだし、行動費で行動している人も同じです。だから、そういうことをしませんか、どうですか。

○ 企画調整部長

先ほどから課長が答弁しておりますように、この運動団体は、飯塚市行政の補完業務を行っている団体でございます。しかしながら、このように飯塚市の財政が極めて厳しい中で、運動団体に対します補助金につきましても、削減という形で今、運動団体と鋭意協議を行っております。そういうことからしまして、運動団体に出している補助金は、補完業務の活動費ということで出しておりますので、そういうことは十分のご理解を頂きたいと思っております。

○ 川上委員

もう最後にしますが、1件でも解放同盟の協力を得て解決したのが、この中にありますか。1件もないですか、これだけ聞きましょう。

○ 人権同和推進課長

先ほどの答弁を繰り返す形が、結果的な答弁になるかと思いますが、あくまでも個人情報でございますので、個人情報につきます内容等につきましては、運動団体の協力を仰がず、行政が責任をもって徴収していきたいというふうに思っております。そういう形で、これまでも来ております。

○ 委員長

ほかに、質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結します。討論を許します。討論はありませんか。

○ 川上委員

議案第96号、平成20年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算案に反対の立場から討論します。当初予算では、滞納額元利3億6,720万円と巨額であるのに対して、滞納整理見込みが1,800万円程度とあまりにも小さく、新規貸付は終了しているとはいえ、このような予算を認めることが出来ない、そういう立場を明らかにしました。今回、補正を見ておりましたが、滞納整理の努力が始まっていると思いますが、十分とは言えず賛成出来ません。詳しくは、本会議で述べることで、以上で討論を終わります。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第96号 平成20年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。